

# 警報発表時等における 豊田市通学バスの運行について

## 1 「暴風警報」又は「特別警報」発表時

以下の地域に「暴風警報」又は「特別警報」（大雨、暴風等）が発表された場合、豊田市通学バスの運行は下記のとおりです。

岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、 西尾市、知立市、高浜市、みよし市、幸田町 上記いずれかの市町
---

- (1) 午前6時30分の時点で「暴風警報」又は「特別警報」が発表されている場合は、登校時の通学バスは運行しません。
- (2) 通学バス利用の児童生徒は、乗車の時点で「暴風警報」又は「特別警報」が発表されている場合は、乗車せず、自宅待機となります。その後の対応は、本ハンドブック1、2ページ『「暴風警報」発表時における幼児児童生徒の登下校について』又は『「特別警報」発表時における対応について』のとおりとなります。
- (3) 「暴風警報」が解除され、授業を行なった場合の下校時は、通学バスは運行します。
- (4) 「暴風警報」以外の警報（大雨、洪水、大雪等）が発表された場合は、原則として通学バスは運行しますが、登校が危険あるいは困難と思われる場合は、登校を控えてください。

## 2 「南海トラフ地震臨時情報」発表時

◎以下の対応については、すべてメール配信にてお知らせします。

- (1) 登校時、乗車前までに発表された場合、通学バスは運行しません。
- (2) 登校時、乗車中に発表された場合、通常に運行され、学校へ向かいます。登校後、学校で引き渡しを行いますので、必ず学校までお迎えに来てください。
- (3) 登校後、授業中に発表された場合は学校で引き渡し下校を行います。必ず学校までお迎えに来てください。下校時の豊田市通学バスの運行はありません。
- (4) 下校時、乗車中に発表された場合は、終点（新豊田駅）まで運行します。生徒の下車するバス停まで迎えに行ってください。